

○宮崎大学医学部附属病院卒後臨床研修センター運営委員会規程

平成 22 年 3 月 17 日  
制 定

改正 平成 23 年 5 月 18 日 平成 27 年 9 月 16 日  
平成 28 年 3 月 31 日 平成 28 年 5 月 18 日  
令和元年 9 月 18 日 令和 3 年 3 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院卒後臨床研修センター規程第 6 条第 2 項の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院卒後臨床研修センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この委員会は、宮崎大学医学部附属病院医師研修管理委員会規程第 8 条及び宮崎大学医学部附属病院歯科医師研修管理委員会規程第 8 条に規定する専門委員会を兼ねるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、医師法第 16 条の 2 第 1 項及び歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する事並びに卒後臨床研修センターの運営に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 卒後臨床研修センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 卒後臨床研修センター副センター長（以下「副センター長」という。）
- (3) 卒後臨床研修プログラム責任者
- (4) 卒後臨床研修センター専任教員
- (5) 教育医長
- (6) 医療人育成課長
- (7) その他委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 7 号に掲げる委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。
- 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を会議に出席させることができる。
- 3 議事は、出席委員（代理出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は医療人育成課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則  
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 23 年 5 月 18 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 28 年 5 月 18 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則  
この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。